問 市・税務課 ☎42-1804

特集 納税の義務と滞納者への対処について

市税等は、快適で住みよいマチづくりを進め、健康で豊かな生活を実現するために使われる大切な財源です。

市税等は自主納付が原則

国民の3大義務の1つとして、憲法に「納税の義務」が定められており、市税等は、決められた納期限までに自主的に納めていただくものです。

このため、納付することができるにもかかわらず、市税等を納めないといった納税の意識が低い方に対しては、差押えをし、所有している財産を金銭に換え、滞納している市税等に充てて整理します。

財産調査後に差押え執行

市税等には、それぞれ納期限が決められており、納税通知書に記載された納期限までに納付が無い場合は、督促状を送付します。送付後も納付が無い場合には、差押えを行うことができますが、市では、うっかりした納め忘れなどを防ぐため、電話や文書による催告により自主納付を促します。

市税等を納付しない、納税の意思を示さないなどといった場合には、滞納処分をするための財産調査をします。その結果、差押えなどの滞納処分をすることができる財産を発見した場合には、差押えをします（図1）。給与や年金などの差押えは、対象となっている滞納額が整理されるまで、いかなる理由があっても継続します。

差押えは、法に基づく行政処分のため、本人の同意は不要となります。また、これらの行為に必要な情報は、公の利益を確保するためのものであり、保護されるべき個人情報にはあたりません。

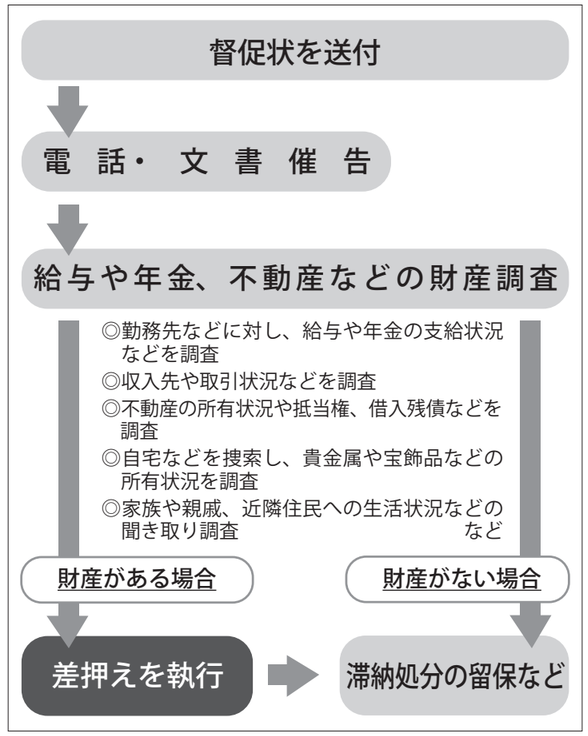

▲図1　滞納者への対処の一例

財産調査や差押えなどが行われることにより、本人の周囲や勤め先に市税等を滞納していることが知られる場合があり、本人の信用にもかかわることがあります。

平成26年度に市が行った差押えの件数と金額は、左記のとおりです。（図2）

財産調査や差押えなどを行った結果、滞納処分の留保などに至る状況に該当すると判断した場合には、速やかにそれらの措置を行います。

延滞金の滞納も差押えの対象に

延滞金は、納期限を過ぎると発生し、納期限の翌日から計算され、それぞれの納期ごとに対象となっている市税等が納付されたときに確定します。延滞金は、納期限までに納付した方との公平性を図るためのもので、必ず納めなければなりません。

延滞金が発生した場合は、納付書を送付しますので、指定の期日までに納めてください。延滞金だけを滞納している場合でも差押えの対象になります。

項目	件数（件）	金額（円）
給与	17	1,263,400
年金	13	1,132,600
動産・不動産	0	0
国税還付金等	8	1,239,598
その他	69	2,737,330
合計	107	6,372,928

※金額には道民税を含む

▲図2　平成26年度差押えの件数と金額

市税等の納付・相談はお早めに

市税等は、市内の金融機関や郵便局、市・税務課で納付できます。納付書読み取り式のATMがある郵便局（一部除く）では、土・日曜日、祝日でも納付することができます。

各税目の納期限は、左記のとおりです。（図3）

失業や病気療養などやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合には、市・税務課へお早めにご相談ください。また、仕事などにより、市役所の通常開庁時間内に納付や相談できない方は、夜間・休日納税相談窓口を定期的に開設していますので、ご利用ください。（図4）

納付方法の1つに、口座振替があります。口座振替の手続きは、市内の金融機関や郵便局、市・税務課で行えます。郵便局で口座振替される場合は、直接郵便局で手続きをお願いします。

◇

市は、市税等の納期内の自主納付など皆さんから協力をいただきながら、協働によるマチづくりを進めています。

月	税目期別	
5月	固定資産税（1期）	軽自動車税（全期）
6月	市道民税（1期）	
7月	固定資産税（2期）	国民健康保険税（1期）
8月	市道民税（2期）	国民健康保険税（2期）
9月	固定資産税（3期）	国民健康保険税（3期）
10月	市道民税（3期）	国民健康保険税（4期）
11月	固定資産税（4期）	国民健康保険税（5期）
12月	市道民税（4期）	国民健康保険税（6期）
1月		国民健康保険税（7期）
2月		国民健康保険税（8期）

▲図3　各税目の納期限（※原則、各月の末日が期限）

市役所2階 税務課		夜間納税相談窓口 第4木曜日 17：20～20：00	休日納税相談窓口 第4日曜日 9：00～17：00
平成27年	7月	23日	26日
	8月	27日	23日
	9月	24日	27日
	10月	8日・22日	25日
	11月	12日・26日	22日
	12月	10日・24日	27日
平成28年	1月	28日	24日
	2月	25日	28日
	3月	10日・24日	27日

※納税推進強調月間（10月・11月・12月・3月）は、第2木曜日も夜間相談窓口を開設

▲図4　平成27年度夜間・休日納税相談窓口の日程

市税等は、皆さんが生活していく上で欠かすことのできない行政サービスを進めるための大切な財源です。市税等の滞納は、納期内に納付されている多くの皆さんとの公平性を欠くだけではなく、行政サービスを進めていくための財源を圧迫させてしまいます。

市では、この貴重な財源を確保するため、今後も悪質と判断せざるを得ない滞納者には、引き続き各種財産調査や差押えなどによる滞納処分を強化し、毅然とした態度で臨んでいきます。